

障害者権利条約委員会

障害者権利条約 14 条ガイドライン

障害者の自由と安全の権利

2015年9月開催の第14回委員会で採択 I

I はじめに

1 2014年9月に障害者権利条約委員会（以降 委員会とする）が国連障害者権利条約 14 条についての声明（CRPD/C/12/2, Annex IV）を採択して以来、幾つかの政府間交渉と国連機関は、自由と安全への権利についてのガイドラインを、そして障害者の自由剥奪にも触れている受刑者処遇についてのガイドラインも開発してきた。また、知的障害者と精神障害者に対して非自発的収容と強制医療を許容するようなさらなる拘束力のある法律文書の採用を考慮している地域の機関もいくつかある。一方委員会は幾つもの条約の締約国との建設的対話にかかわる中で、14条に対する理解をさらに深めてきた。

2 締約国、地域統合機関、国内人権機関と国内監視機関、障害者団体、市民組織、同時に国連機関や機関、独立した専門家に対して、条約の国際的監視機関として委員会は、障害者権利条約に従って障害者の自由と安全への権利を尊重し保護し保障するための締約国の義務についてさらに明らかにするためにこのガイドラインを採択した。このガイドラインは委員会の14条に関する声明に置き換えられる。

II 障害者の自由と安全への権利

3 委員会は、人の自由と安全は、誰にでもある最も重要な権利の一つであることを再確認する。とりわけ、障害者すべて特に精神障害者は条約 14 条に従って自由の権利がある。

4 14条は本質的に非差別条項である。障害者に関して特に人の自由と安全の権利に焦点を当て、その権利行使において障害を根拠にしたすべての差別を禁止している。したがって、14条は、条約の目的すなわち、すべての障害者がすべての人権と基本的な自由を平等にそして完全に享受することと固有の尊厳への尊重を促進するという条約の目的に直接かかわっている。

5 14条の非差別のこの本質は平等と非差別への権利（5条）との密接な相互関係の証左である。5条1項はすべての人は法の前にまた法のもとで平等であり、法による平等な保護の資格があると認めている。5条の2項は障害に基づくあらゆる形態の差別を禁止し、いかなる理由による差別に対しても平等で効果的な法的保護を障害者に保障している。

III インペアメントに基づく拘禁の絶対的禁止

6 実際にあるあるいはあるとみなされたインペアメント¹を元にした自由の剥奪が実行されている締約国が未だある。この点について委員会は、実際にあるあるいはあるとみなされたインペアメントを理由として人が拘禁されることは、いかなる例外もなく14条のもとでは許されないことを立証した。しかし、幾つかの締約国の法律には精神保健法も含み、実際にあるあるいはあるとみなされたイ

¹ これらのガイドラインにおけるインペアメントは、身体、精神あるいは感覚の機能制限をもたらすあるいはもたらさないとかわりなく身体的、精神的、知的あるいは感覚的健康状態として理解されている。

ンペアメントを理由として人が拘禁されうる例がある。それは拘禁に対して、自傷他害のおそれがあることも含む他の理由を条件としている場合も含む。こうした実践は障害者権利条約委員会の法理学による解釈として14条とは相容れない。これは本質的に差別であり、恣意的自由の剥奪にあたる。

7 条約の採択に先立ち特別委員会での交渉の間、草案の14条1(b)のインペアメントの存在を理由とした自由の剥奪の禁止という文言に、「のみ」あるいは「単独に」といった制限を入れる必要性について広範にわたる議論があった。各国政府は誤った解釈を導きかねず²、障害に基づく自由の剥奪を許しかねない³としてこれに反対した。市民社会もまた制限を入れることに反対した⁴。したがって、14条1-(b)は例え他の要素や基準が追加され自由の剥奪の正当化に使われたとしても、インペアメントを理由とした自由の剥奪を禁止しているのだ。この問題は第7回特別委員会で決着した。

8 インペアメントを理由とした自由の剥奪の絶対的禁止は条約12条（法の前での平等な認知）強力な関係がある。委員会の一般的意見一号において、委員会は障害者の法的能力否定という実践をそして、本人の同意がなくあるいは代行意志決定者の同意による本人の意志に反した施設への拘禁を、条約12条と14条に違反した恣意的な自由剥奪となる実践として、締約国はやめるべきであると明確にした⁵。

9 人の自由と安全の権利享受は地域社会に包摂され自立して暮らす権利についての19条の履行にとって中核となる。委員会は19条とのこの関係について強調してきた。委員会は障害者の施設収容と地域での支援サービスの欠如について懸念を表明してきた⁶。また委員会は障害者団体との緊密な連携と相談による、支援サービスと有効な脱施設化戦略の実行を推奨してきた⁷。くわえて委員会は地域に基盤を置く十分なサービス確保のために財政的な資源をより多く配分するよう呼びかけてきた。⁸

IV 非自発的あるいは同意のない精神保健施設への入院

10 保健ケアのための障害者の非自発的入院は、インペアメントを理由とした自由剥奪の絶対的禁止と（14条1-(b)）、そして保健ケアへの自由なインフォームドコンセントの原則（25条）とに矛盾する。委員会は、実際にあるあるいはあるとみなされたインペアメントを理由とした精神保健施設への非自発的入院を許す法条項は撤廃しなければならないと締約国に繰り返し宣言してきた⁹。精神保健施設への非自発的入院は、ケアや治療そして病院へあるいは施設への入院入所について判断する、人の法的能力の否定を伴い、それゆえに14条のみではなくて12条違反である。

V 自由剥奪中の同意のない治療

11 委員会は、精神保健サービスも含む保健サービスの提供において、当事者の自由なインフォームドコンセントに基づくことを締約国は確保すべきであると強調してきた。¹⁰委員会の一般的意見1号において、委員会は、精神科の専門職も含む保健医療の専門職全てに対して、いかなる治療に際し

2 特別委員会第3回 日報2004年5月26日 第5回日報2005年1月26日

3 同上 第5回日報 2005年1月26日

4 同上第5回日報 2005年1月27日

5 障害者権利条約一般的意見第1号 パラ40

6 CRPD/C/ESP/CO/1, paras. 35-36; CRPD/C/CHN/CO/1, para. 26; CRPD/C/ARG/CO/1, para. 24; CRPD/C/PRY/CO/1, para. 36; CRPD/C/AUT/CO/1, para. 30; CRPD/C/SWE/CO/1, para. 36; CRPD/C/CRI/CO/1, para. 30; CRPD/C/AZE/CO/1, para. 29; CRPD/C/ECU/CO/1, para. 29; CRPD/C/MEX/CO/1, para. 30.

7 同上

8 CRPD/C/CHN/CO/1, para. 26; CRPD/C/AUT/CO/1, para. 31; CRPD/C/SWE/CO/1, para. 36.

9 CRPD/C/KOR/CO/1, para. 29; CRPD/C/DOM/CO/1, para. 27; CRPD/C/AUT/CO/1, para. 30

10 CRPD/C/ECU/CO/1, para. 29 d); CRPD/C/NZL/CO/1, para. 30; CRPD/C/SWE/CO/1, para. 36

でもそれに先立ち障害者の自由なインフォームドコンセントを取るよう締約国は要求する義務があると宣言した。委員会は以下宣言している。「他の者との平等を基礎とした法的能力の権利と併せて、締約国は、代理意志決定者が障害のある人の代わりに同意することを認めない義務を有する。すべての保健医療職員は、障害のある人が直接参加する適切な協議を確保しなければならない。また、アシスタントや支援者が、障害のある人の代理となったり、その決定に不当な影響を与えたりすることが決してないよう、全力を尽くさなければならない。」¹¹

VI 自由を剥奪された障害者を暴力、虐待そしてひどい取り扱いから保護すること

12 物理的・化学的そして機械的な拘束を含む医療施設におけるさまざまな手段による身体拘束そして隔離の使用しないことも含め、委員会は、締約国にたいして自由を奪われている障害者の安全と個人のインテグリティを保護することを求めてきた。¹² これらの行為は、条約 15 条による障害者に対して拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰の禁止と矛盾すると委員会は認めてきた。

VII 障害者が危険であるとみなされることによる、そしてケアや治療の必要性の申し立てあるいは他の理由による自由の剥奪¹³

13 締約国報告書のすべての審査を通して、委員会は、あるとみなされる自傷他害の危険に基づいて障害者の拘禁を許容することは 14 条に違反していることを立証してきた。リスクあるいは危険性、ケアや治療の必要性という申し立て、あるいはインペアメントとまたは保健上の診断にむすびつけられた他の理由による障害者の非自発的拘禁は自由の権利に反しそして、恣意的自由剥奪に値する。

14 知的、あるいは精神的インペアメントのある人は、医療的な治療やセラピーに同意しなかったりあるいは抵抗したりすると、自傷他害のおそれがあるとみなされることが多い。障害者は障害のない人と同じく、他者に危害をもたらすことは認められない。法の支配に基づく法体制においては、これらの事柄に対応するのに、刑法と他の法律をそなえている。障害者は別の分離されたトラックの法律、精神保健法に追いやられることにより、これらの法律による平等な保護を否定されることが多い。人権保障に関してはこれらの法律は一般に低水準であり、条約 14 条と相容れない。

15 他のものと平等な基盤でリスクを犯し失敗する自由をも含み、自分自身による選択の自由は条約 3 条 (a) で確立している。条約の一般的意見 1 号において委員会は、医学的精神医学的決定は人の自律、意志、そして選好による決定に基づかなければならないと宣言した。¹⁴ 障害者の法的能力を剥奪してインペアメントあるいは健康状態に基づいて精神保健施設に入れるという自由の剥奪は、条約 12 条違反にも値する。

VIII 刑事司法体制において訴訟能力のない人の拘禁

16 委員会は、刑事司法体制における訴訟能力なしあるいは刑事責任能力なしという宣告とこれらの宣告に基づいて人を拘禁することは条約 14 条に違反すると宣言する。なぜならすべての被告に適用されている適正手続きとセーフガードの権利がその人から奪われるからである。委員会はまた、締約国に対して刑事司法体制からこれらの宣告を削除するよう呼びかけてきた。「裁判なしで、犯罪で告発され、そして刑事施設や施設に拘禁されているすべての障害者は、刑事告発に対して防衛するこ

¹¹ 障害者権利条約委員会一般的意見 第一号 パラ 41

¹² CRPD/C/NZL/1, para. 32, CRPD/C/AUS/CO/1, para. 36

¹³ たとえば重度のインペアメント、観察、あるいは長期の拘禁を避けるため

¹⁴ 障害者権利条約一般的意見第 1 号 パラ 21

とが認められそして効果的な参加促進のための支援と配慮の要求に対してそれが提供され¹⁵ どう
じに公正な裁判と適正手続き確保のための手続き的配慮も提供されるよう¹⁶勧告してきた。

IX 障害者の拘禁条件

17 委員会は、拘禁下での貧しい生活条件とりわけ刑務所について、懸念を表明してきた。そして
拘禁の場がアクセシブルでかつ人道的な生活条件が提供されることを締約国に対して勧告してきた。最
近になって、委員会は「施設における厳しい状況に対処する緊急の措置がとられるべきである」¹⁷と
勧告した。合理的配慮について委員会は締約国に対して、障害者の尊厳が保持され、刑務所に拘禁さ
れている人に合理的配慮の権利が保障されるための合理的配慮条項を持つ法的枠組みを確立するよう
勧告してきた。¹⁸ また委員会は「司法と刑務所の公務員に対して条約の法的パラダイムに従うため
の訓練機構を促進する」必要についても述べてきた。¹⁹

18 条約の選択議定書の法学を開発することで、²⁰ 条約14条2項のもとで、自由を剥奪された
障害者はアクセシビリティと合理的配慮の条件を含む条約の目的と原則に従って処遇される権利を持
つことを委員会は確認した。拘禁された障害者が、拘禁された場所において自立し、日常生活のあら
ゆる場面において完全に参加できることを確保するため、締約国は、あらゆる関連した方策をとらな
ければならないことを、委員会は想起してきた。これには他のものと平等に障害者があらゆる区域や
サービスに、すなわち浴室、運動場、図書室、勉強室、作業所そして医学的・心理的、社会的・法的サー
ビスにアクセスできることを確保することを含む。アクセシビリティと合理的配慮の欠如により、障
害者は、条約17条と相容れずまた15条2項違反を構成しかねない、低水準の拘禁状況に置かれる
ことになる、委員会は強調してきた。

X 拘禁施設の審査機構と監視

19 自由を奪われた障害者に関して監視と審査機構を作り運用する必要性を委員会は強調してきた。
現存する施設の監視をすることは、かならずしも強制収容の実施を容認することにはならない。条約
16条3項は明白に、あらゆる形態の搾取、暴力と虐待を防止するために障害者に提供されるあらゆる
施設とプログラムの監視を明白に要求している。そして33条は締約国が国内の独立した監視機構
を確立し、監視に際して市民社会の参加（パラ2と3）を確保することを要求している。

XI 保安処分

20 委員会は「心神喪失」により責任能力がないとされた人に保安処分が強いられていることを問
題にしてきた。当初委員会は締約国に対して、刑事責任能力がないとされた人に対しての保安処分の
適用にあたっては適正手続きが保障され、他の人に適用されているのと同様の保障と条件に障害者が従

¹⁵ CRPD/C/AUS/CO/1, para. 30.

¹⁶ CRPD/C/MNG/CO/1, para. 25, CRPD/C/DOM/CO/1, para. 29 a), CRPD/C/CZE/CO/1, para. 28,
CRPD/C/HRV/CO/1, para. 22, CRPD/C/DEU/CO/1, para. 32, CRPD/C/DNK/CO/1, para. 34 and 35,
CRPD/C/ECU/CO/1, para. 29 b), CRPD/C/KOR/CO/1, para. 28, CRPD/C/MEX/CO/1, para. 27,
CRPD/C/NZL/CO/1, para. 34

¹⁷ CRPD/C/HRV/CO/1, para. 24

¹⁸ CRPD/C/COK/CO/1, para. 28 b), CRPD/C/MNG/CO/1, para. 25, CRPD/C/TKM/CO/1 para. 26 b),
CRPD/C/CZE/CO/1, para. 28, CRPD/C/DEU/CO/1, para. 32 c), CRPD/C/KOR/CO/1, para. 29,
CRPD/C/NZL/CO/1, para. 34, CRPD/C/AZE/CO/1, para. 31, CRPD/C/AUS/CO/1, para. 32 b),
CRPD/C/SLV/CO/1, para. 32

¹⁹ CRPD/C/MEX/CO/1, para. 28

²⁰ CRPD/C/11/D/8/2012

うことを確保するために、法律の修正を求めていた²¹。最近になって、委員会は、刑事司法体制においての一般的な保障の欠如と不定期の自由の剥奪を伴う保安処分について懸念を表明するとともに²²、施設で医学的精神医学的治療の強制が伴う保安処分の廃止をも勧告するようになった。²³

XII ダイバージョン機構と修復的司法スキーム

21 修復的司法も含む他のダイバージョンプログラムが将来の犯罪を阻止するのに不十分であるときにかぎり、委員会は刑事手続による自由の剥奪は最終手段としてのみ適用されるべきであると宣言した²⁴。

XIII 障害者の自由の剥奪における緊急かつ危機的状況

22 一般的意見1号において委員会は、危機的状況であろうと、そしてその危機的状況が施設内か地域においてかに、かかわらず、障害者の決定する法的能力は尊重され支持されなければならないと締約国に対して宣言している。締約国は自由を剥奪された障害者にたいして、緊急の危機的状況下をも含み支援提供を確保しなければならない。そして「サービスの選択肢について正確でアクセシブルな情報の提供と非医学的アプローチもつかえること」を確保しなければならない²⁵。委員会はまた「締約国は強制医療を許容しあるいは行う法的条項と政策を廃止しなければならない」こと、そして「人の身体的精神的インテグリティに関する決定は当事者の自由なインフォームドコンセントによってのみなされなければならない」ことを宣言した²⁶。一般的意見1号のパラグラフ41において、委員会は「他のものと平等な法的能力の権利とともに、締約国は障害者に代わって代行決定者が同意することを許さない義務がある」と宣言している²⁷。

23 委員会はまた、第三者による障害者の「最善の利益」という分析を根拠に障害者が障害者の法的能力行使の権利を否定されないこと、そして「最善の利益」という決定に結び付けられた実践はそ

²¹ CRPD/C/CRI/CO/1, para. 28 コスタリカ

28. The Committee urges the State party to review judicial proceedings in criminal cases to ensure that all proceedings involving persons with disabilities are subject to due process safeguards. The Committee recommends that the State party amend its criminal legislation in order to make penalties applicable to persons with disabilities subject to the same guarantees and conditions as those applicable to any other person who is the subject of criminal proceedings, making provision as necessary for reasonable accommodation and procedural adjustments.

²² CRPD/C/DEU/CO/1, para. 31 ドイツ

31. The Committee notes with concern the lack of information about persons with disabilities in the criminal justice system who have been declared unfit to stand trial, the detention of persons based on that declaration and the application of safety measures, often for an indefinite period of time.

²³ CRPD/C/ECU/CO/1, para. 29 c) エクアドル

(c) Eliminate the security measures that involve forced medical and psychiatric treatment in institutions and promote alternative measures that are in keeping with articles 14 and 19 of the Convention;

²⁴ CRPD/C/NZL/CO/1 para. 34 ニュージーランド

34. The Committee recommends that the State Party review the criminal justice system to ensure that criminal procedure is followed in accordance with all the safeguards and guarantees that are applicable to non-disabled persons, and that deprivation of liberty should be applied as a matter of last resort and when other diversion programmes, including restorative justice, are insufficient to deter future crime. The Committee also recommends that the State Party ensure that reasonable accommodation in prison settings operates in respect of persons with disabilities.

²⁵ 障害者権利条約一般的意見第一号 パラ42

²⁶ 同上 パラ42

²⁷ 同上 パラ41

の人の「意志と選好の最善の解釈」という基準に置き換えられなければならないこと、これらを締約国は確保しなければならないと求めた²⁸。

XIV 14条のみの違反によってそして条約12条とあるいは15条とともに違反して障害者が自由の剥奪された際の、司法、賠償そして不正をたずねるアクセスについて

24 障害者が恣意的あるいは不法に自由を剥奪された場合は、その拘禁の合法性について審査する司法へのアクセスと、適切なレドレスと賠償を獲得する資格がある。委員会は締約国に対してガイドライン20すなわち2015年4月29日その72回セッションに於いて恣意的拘禁の作業部会によって採択された「法廷のでの手続きを求める、自由を奪われた誰もの権利についての救済と手続きについての国連基本的原則とガイドライン」について注意を喚起する。ガイドライン20には障害者について特別の方策が含まれている。

それには以下がある²⁹

「126 手続き上の配慮と、アクセスビリティそして司法への実体的アクセス権と法の前での平等な認知のための合理的配慮の条項とを確保するため、以下の方策が取られなければならない：

(a) 拘禁に関する手続き中と拘禁下に置かれている時に、必須のものとして迅速に、障害者はその法的能力行使への適切な支援に対しての情報提供とアクセス提供がなされなければならない。¹ 法的能力行使の支援は障害者の権利、意志、選好を尊重しなければならず、決して代行の意志決定になってはならない²。

(b) 精神障害者には、無能力宣告ではなく、必要ならば支援と配慮を受けて迅速に裁判を受ける権利を与えられなければならない。

(c) 障害者は他の拘禁下にある人と平等に、法執行機関と司法組織がある建物にアクセスできなければならない。司法管轄機関は彼らのサービスが障害者にとってアクセスできる情報とコミュニケーションを含むことを確保しなければならない³。点字や読みやすい表示、そして人間によるアシスタントや仲介者—それにはガイド、読み手、専門的手話通訳者などを含む—による理解できる形式を提供するため、司法管轄組織の施設ではコミュニケーションにおいてアクセシビリティを促進するため、適切な方策が取られなければならない⁴。

(d) 今現在精神病院あるいは同様の施設に拘禁され、その上強制医療を受けさせられている人、あるいはこれから同様に拘禁や強制医療をされそうな人は、差し止め命令も含む、効果的かつ迅速に釈放を保障される方法について情報提供されなければならない。

(e) こうした釈放は即座の釈放を施設に求める命令によらなければならない、そして即座の強制医療の中止がなされる命令によるものでなければならない。同時に、精神保健施設に対してドアを開け、そこを去る権利があると人々に知らせことを要求するといった組織的な政策も求められる。脱施設を促進し、地域に包摂され、自立生活を送る権利促進のために住宅、生計の手段そして他の形態の経済的社会的支援を提供するといった政策が行政当局に求められている。こうした支援プログラムは精神保健サービスや治療の条項に集中されてはならない。そうで

²⁸ 同上 パラ21

²⁹ A/HRC/30/36

はなくて医学的診断と介入から自由なオルタナティブも含む、地域に根ざした無料かあるいは低額のサービスでなければならない。薬へのアクセスや薬からの離脱の支援へのアクセスはそう決めた人が入手できなければならない。^v

(f) 障害者は、恣意的にあるいは不法に自由を剥奪された場合には他の形態の賠償も含め賠償金を保障される^{vi} (注vi) この賠償は、アクセシビリティの欠如、合理的配慮の否定、保健ケアとリハビリテーションの欠如によって自由を剥奪された障害者に与えられた損害をも考慮されなければならない

2015年9月 ジュネーブ

ⁱ 人権委員会の一般的意見35号 パラ18 「拘禁の合法性についての拘禁されるときおよび拘禁中の司法的定期的審査を含む、自らの権利擁護のために有効な救済へのアクセス獲得について個人は支援されなければならない」

オックスフォードの公共の利益のための研究：予防拘禁の手続きに関しては、聴聞の権利法的代理人の権利の保障に向けての強力な

傾向がある (97 ページ)、さらに精神病を持つ人の拘禁手続き過程においては、情報を得る権利と法定代理人を国家のとして保障する傾向は顕著である (99 ページ)

ⁱⁱ 障害者権利条約委員会一般的意見1号 パラ17:

「支援」とは、さまざまな種類と程度の非公式な支援と公式な支援の両方の取り決めを包含する、広義の言葉である。たとえば、障害のある人は、1人又はそれ以上の信頼のおける支援者を選び、特定の種類の意志決定にかかわる法的能力の行使を援助してもらうことや、ピアサポート、(当事者活動の支援を含む) 権利擁護、あるいはコミュニケーション支援など、その他の形態の支援を求めることができる。障害のある人の法的能力の行使における支援には、例えば、銀行及び金融機関などの官民のアクターに対し、障害のある人が銀行口座の開設や、契約の締結、あるいはその他の社会的取引の実行に必要な法的行為を遂行できるように、理解しやすいフォーマットでの提供や専門の手話通訳者の提供を義務付けるなど、ユニバーサルデザインとアクセシビリティに関する措置も含まれる場合がある。また、特に意思と選考を表明するために非言語型コミュニケーション形式を使用している者にとっては、従来にない多様なコミュニケーション方法の開発と承認も支援となり得る。

ⁱⁱⁱ 障害者権利条約委員会一般的意見2号 パラ37

^{iv} 障害者権利条約委員会一般的意見2号 パラ20

^v 人権委員会一般的意見35号 パラ19 「締約国は、拘禁に代わるより制限の少ないオルタナティブを提供するために、精神障害者が適切な地域に根ざしたあるいはオルタナティブな社会的ケアサービスを受けられるようにしなければならない」

^{vi} これは、障害あるいはあるとみなされた障害に基づく自由の剥奪、とりわけ精神障害や知的障害、あるいはあるとみなされた精神障害や知的障害に基づく自由の剥奪をも含む

(仮訳 山本眞理 2015年9月26日)

障害者権利条約批准にあたって

全国「精神病」者集団声明

2014年1月19日

国会で障害者権利条約批准が承認され、条約批准に向けた手続きが進められることになっている。

2002年以来10年余り全国「精神病」者集団がWNUSP(世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク)とともに取り組んできた、私たち障害者が作った権利条約の批准である。

この条約は障害者に対して障害のない者と違った特権を付与するものではない。これまでの国連の人権諸条約が保障している人権は当然にも障害者に保障されてはいるが、それは実質的な保障を伴ってこなかった。障害者は例外扱いされることで他の者と不平等になり、様々な人権侵害と差別にさらされてきたのだ。それは条約が作成された歴史的過程の中であたかも障害者という存在はないかのごとくに扱われ、無視され続けてきたことによる。

障害者権利条約は、これら人権諸条約の保障する人権を障害のない者と平等に障害者に保障することを目的として策定された。

障害のメインストリーミングである。あらゆる場所、あらゆる制度、あらゆる法律において障害が組み込まれていくことを求めているのだ。

そして当然障害者には精神障害者も含まれている。

障害者権利条約は、障害を理由とした強制入院や強制医療制度の廃止を締約国に求めるとともに、障害者が他の者と平等にまちで暮らす権利を保障している。

条約批准に向けた国内法整備として、障害者基本法改正、障害者総合支援法の見直し、障害者差別解消法の成立がなされた。だが、いずれも条約の水準を満たすものでなく、不十分といわざるをえない。

その上、強制入院は年々増加の一途を辿り、さらに精神保健福祉法の改悪、道路交通法改悪、秘密保護法の適正調査、危険運転罪の新設と、精神障害者に対する差別はますます強化されてきている。

条約批准後2年以内に日本政府は条約の履行実態を障害者権利条約委員会に報告し、審査を受けることになる。おそらく、この審査は早くて2018年くらいに行われる。そして、その場において日本政府は、強制入院制度の撤廃を勧告されることになるだろう。

私たちは、改めて精神保健福祉法の撤廃に向け、理論的実践的進化を積み重ね、障害者権利条約の完全履行に向け闘い続けることをここに宣言する。

条約関連資料は全国「精神病」者集団のサイトに掲載中

全国「精神病」者集団→国連人権メカニズム

